

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC建設に雇用され、土工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、A県D市所在のE会社を元請とするF工事現場において、仮設昇降設備から転落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、G診療所に受診し「左手打撲傷、尾骨捻挫」と診断され、同月〇日にはH病院に転医し「尾骨骨折、左環指マレット指、CRPS」等と診断され、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には、平成〇年〇月〇日に発生した業務上災害により同系列に属する障害等級第12級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の自訴及び医学的見解から、本件災害によって請求人に残存する障害として検討すべきものは、①左手環指の機能障害、②左手環指及び体幹骨（仙骨部）の神経障害であると認められる。

(2) 左手環指の機能障害について、I医師作成の平成〇年〇月〇日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書及び諸関節角度測定結果から障害等級に該当しない程度の可動域制限が残存することが認められるが、J医師は、平成〇年〇月〇日に行われた労働基準監督署の担当官との面談において、要旨、可動域制限はなく、関節拘縮もないと述べている。当審査会としても、J医師の意見は妥当であり、左手環指の機能障害は障害等級に該当しないものと判断する。

(3) 体幹骨（仙骨）及び左手環指の神経障害について、以下検討する。

ア I医師は、要旨、尾骨部痛の訴えは存在するものの座位での痛みについては評価不能と意見し、J医師は、要旨、仙骨骨折での疼痛はあるが等級認定には至らないと意見している。当審査会としてもJ医師の意見は妥当であり、体幹骨（仙骨）に残存する神経障害は障害等級に該当しないものと判断する。

イ 左手環指の神経障害について、I医師は、痺れ感を認める旨所見した上で、CRPSの原因は不明であり全快しない場合もあるとして、後遺障害が残る可能性がある旨示唆し、K医師は、要旨、骨折時の外傷に伴う環指尺側指神

経の障害と続発するNeuropathic painと考えられ、Distal Tinelを認めるため回復可能と考えると意見している。また、J医師は、「マレット指については業務に支障がない程度の疼痛が残存するものと認められる。」と意見している。

上記各医師の所見からみて、請求人に残存する左手環指の神経症状は、「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

(4) 本件災害によって請求人に残存する後遺障害は、左手環指の神経障害第14級の9（障害系列13）と認められるが、請求人には既存障害として右肩関節部に同一系列の障害等級12級の12の神経障害があることから、当審査会としても、決定書理由第2の2（2）オに説示のとおり、支給事由が生じないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、既存障害を加重したものとは認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。